

社会福祉法人二葉保育園 評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二葉保育園の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、役員等には評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員を含むこととする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員等が評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、この場合は、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

4 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費

弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員選任・解任委員の勤務報酬等）

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る評議員選任・解任委員の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情解決第三者委員の勤務報酬等）

第7条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（施設の職員を兼務する役員等の職務証跡）

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職

務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年度第1回定時評議員会にて決定し、平成29年4月1日に遡って適用する

社会福祉法人二葉保育園 評議員・役員等報酬規程 別表

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会出席報酬等(日額)	10,000円	円
理事会出席報酬等(日額)	10,000円	円
評議員選任・解任委員(日額)	5,000円	円
苦情対応第三者委員(日額)	5,000円	円

* 1. 実費弁償費は交通費等を支払う。

* 2. 報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費	備考
理事長等業務報酬等(月額)	100,000円	円	
常務理事業務報酬等(月額)	388,960円	円	
評議員業及び理事業務報酬等(日額)	10,000円	円	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	円	

* 1. 実費弁償費は交通費等を支払う。

* 2. 報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。

* 3. 武藤常務理事の職員としての兼務についての報酬は別表 4 で詳細を明記する。

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	15,000円	10,000円	実 費

別表 4

社会福祉法人 二葉保育園
常務理事報酬支給内規

平成元年6月1日制定
平成7年4月1日改定
平成16年4月1日改定
平成24年4月1日改定
平成29年4月1日改定

社会福祉法人二葉保育園役員等報酬規程に基づき、常務理事報酬を下記のとおり支給する。

1. 報酬月額 338,960円（月給制）

2. 手当
賞与 比率は夏季1ヶ月分、冬季1か月分を支給する。

常務理事手当 50,000円
通勤手当 給与規定別表に準じて支給する。

3. 旅費等 給与規定に準じて支給する。

4. 支給日 毎月25日